

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 議会事務局 議事調査課

実施事案名	松山市犯罪被害者等支援条例（案）
政策等を策定する趣旨、目的及び背景	近年、犯罪件数が増加しており、誰しものが被害者等となる可能性があります。犯罪等の被害に遭われた方やご家族の方は、心身の安全確保に関する課題、居住の安定に関する課題、雇用の安定に関する課題など、様々な課題に直面することに加え、刑事手続や関係法令に係る手続の対応などが必要となり、身体的、精神的、経済的な負担が大きい状況です。 犯罪被害者等基本法では、地方公共団体の責務として、地域の状況に応じた施策を策定し実施することが規定されており、愛媛県では、令和5年4月に愛媛県犯罪被害者等支援条例が施行され、各市町とともに各種施策が実施されていますが、住民生活に最も近い市としても被害者等の心に寄り添い、支援をより実効性のあるものとし、市民が安心して暮らすことができる地域社会を実現するため、「松山市犯罪被害者等支援条例」を制定するものです。
策定根拠となる法令等	犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）
政策等の案の関係資料	

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日 令和7年2月17日（月）